

芽室中学校いじめ防止基本方針

芽室町立芽室中学校

1 基本理念といじめの基本認識

(1) 基本理念（いじめ防止対策推進法第3条から）

- ① いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずにいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- ② いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することができないようにするために、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- ③ いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(2) いじめの基本認識

本校では、「いじめることは、人として絶対に許されない。どのような社会にあっても、いじめは許されない。いじめる側が悪いという明快な一事を、毅然とした態度でいき渡らせる。いじめは子どもの成長にとって必要な場合もあるという考えは認められない。また、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されない」という考え方の下、また、全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ生徒はいない」という基本認識に立ち、学校のみならず家庭や地域が一体となり、一過性ではなく、継続して組織的に取り組み、全校生徒が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるよう、「芽室中学校いじめ防止基本方針」を策定した。

＜いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。＞

- ① いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ② 生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③ いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ④ いじめの早期解決のために、当該生徒の安全を保障するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして、解決にあたる。
- ⑤ 学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

2 いじめ（いじめ防止対策推進法第2条から）と「いじめの特質」の定義

(1) いじめの定義

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめの特質

学校がいじめ問題に取り組むに当たっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるのかを教職員が共通に認識しておくことが重要である。

- ① いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

3 学校及び学校の教職員の責務（いじめ防止対策推進法第8条から）

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

4 保護者の責務（いじめ防止対策推進法第9条から）

保護者はいじめを正しく認識するとともに、子どもに対して、いじめは許されない行為であることを説明し、これを十分に理解させる。また、規範意識を養う指導や学校などが講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努める。

5 いじめ対策のための組織（いじめ防止対策推進法第22条から）

(1) 名 称 :「芽室中学校いじめ対策委員会」

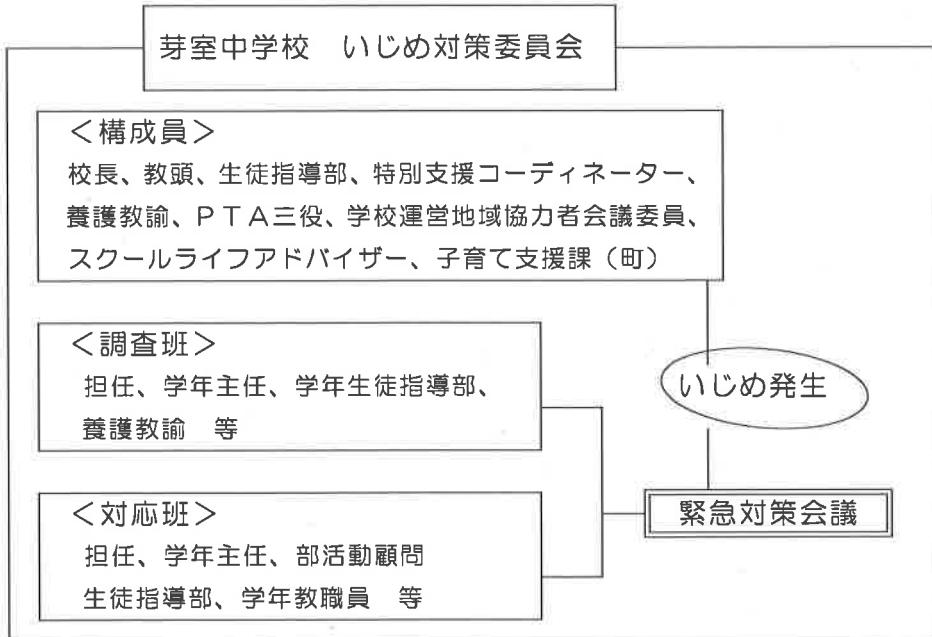
(2) 構成員 : 校長、教頭、生徒指導部（校内校外生徒指導担当者）、特別支援コーディネーター、養護教諭、PTA三役、学校運営地域協力者会議委員、スクールライフアドバイザー、子育て支援課（町）

(3) 会 議 : 4月（計画会議）、9月末（中間反省と後期計画の検討）
3月（反省会議）、その他必要に応じて開催する。

*学校運営地域協力者会議委員とPTA三役については、4月、3月、その他必要に応じて出席を要請する。

(4) その他 : 校内体制における「いじめ対応チーム」は、次のとおりとする。
教頭、学級担任、生徒指導部、特別支援コーディネーター、養護教諭
(場合によって、教科担任やTT、指導助手も含む)

*「いじめ対応チーム」は、発生（認知）した個々のいじめ問題に対処することを目的とした適宜の組織とする。



6 いじめの未然防止と早期発見のための取組

生徒一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師が分かりやすい授業を心がけ、生徒に基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感、成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるよう努める。

道徳の時間には、命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を生徒がもつように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることや知らない顔をすることも「傍観者」として、いじめに加担していることを知らしめる。

さらに、「いじめ未然防止」と「早期発見」とは別と捉え、常に危機意識を高め、情報交流の充実に努める。

(1) いじめの未然防止

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのために、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識を全ての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育て「いじめを生まない土壤づくり」を構築することが必要である。生徒・保護者の意識や背景、地域・学校の特性等を把握した上で、年間を通した予防的、開発的な取組を計画・実施する必要がある。

① 生徒や学級の様子を知るために

ア－教職員の感性や気づき

生徒たちの些細な言動から、個々の置かれた状況や精神状態を推し量ることができる教職員の感性や気づきが大切である。

イ－生徒の実態把握

生徒たちの個々の状況や学級・学年・学校の状態を把握した上で、いじめ問題への具体的な指導計画を立てることが必要である。

【主な取組や手立て】

○いじめアンケート調査の実施

- ・いじめの早期発見のアンケート調査を「無記名」で実施する。(6月、11月)
- ・いじめについての詳細な情報を得る。

○生徒観察による情報収集

- ・学級担任や学年所属職員、教科担任、養護教諭等、常に情報収集を心がけ、気になる言動を発見した場合は、対象学年団と生徒指導部に報告する。生徒指導部はその内容を勘案し、速やかに管理職へ報告し、相談を行う。

○教育相談週間(定期)の実施(6月、11月)

- ・事前に学校生活(生活・学習・友達関係など)に関わる調査を実施し、これに基づいて教育相談を行う。

○Q&Uテストの実施と結果の活用

- ・調査結果を学年間でも交流する。また、校内研修にも活用する。

② 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくりのために

アー生徒たちのよきモデルとなり信頼される教職員

生徒は、教職員の一挙手一投足に目を向けています。教職員の何気ない言動が、生徒を傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合がある。教職員は生徒のよきモデルとなり、慕われ、信頼されるように努める。

イー心が通い合う教職員の協力協働体制

教職員の共通理解による温かい学級経営と教育活動を、学年や学校全体で展開する。互いに学級経営や授業、生徒指導について尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる職場の雰囲気をつくる。

ウー自尊感情を高める学習活動や学級活動、学年・学校行事の実施

「こんなに求められた」「人の役に立てた」など、他者と関わる機会を工夫し、それそれが違いを認め合う仲間づくりを大切にする。また、教職員の温かい声かけや、「認められた」という気持ちが自己肯定感につながる。

エー職員会議の開催

学校の「いじめ防止基本方針」に基づいて行われる「いじめ問題への対応」が、より適切な方法で実施できるよう協議し理解を図る。

【主な取組や手立て】

○休み時間、昼休みの監督方法の改善

- ・休み時間や昼休みの時間に生徒たちと教師が過ごす時間が長いほど、いじめが起きにくいという結果がある。
- ・教職員が体育館や図書館、教室などを適度に見回り、暴力行為や嫌がらせなどに迅速に対応する環境をつくる。

○いじめ防止リーフレットの発行

- ・いじめをなくすための学校の考え方や取組等を家庭、地域に周知するとともに、いじめ発見のチェックポイントなどの情報を提供することで、学校と一体となつたいじめ防止の取組への理解を図る。

○教育相談体制の整備

- ・生徒への教育相談とともに、保護者の相談にも適切に対応する。相談内容によってはスクールライフアドバイザーとの連携も考慮する。
- ・必要に応じて家庭訪問等を実施し、保護者からの情報収集などに努める。

○職員会議の開催

- ・学校の「いじめ対策委員会」で協議したことを教職員全体に周知し、共通理解を図る。

○「いじめ相談箱」の設置

- ・告げ口と言われることを恐れ、いじめの悪化を恐れる被害者の気持ちを考慮し、躊躇することなく誰かに相談できる相談箱を設ける。

(2) いじめの早期発見

いじめは早期の発見が早期解決につながりやすい。早期に発見するためには、日ごろから教職員と生徒たちとの信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒たちの小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。

① 教職員のいじめに「気づく力」を高める

ア－生徒の立場に立って

教職員は人権感覚を磨き、生徒の言葉をきちんと受け止め、生徒の立場に立って守るという姿勢をもつ。

イ－生徒を共感的に理解する

生徒たちの些細な言動から、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じ取れるような感性を高めて、生徒たちの気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリング・マインドを高める。

② いじめの態様の理解

いじめの態様について、その行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、いじめられている生徒を守り通すという観点から、毅然とした対応をとる。

③ いじめをなくすための生徒の主体的な取組

生徒がいじめ問題について自ら考えたり行動したりするなどの活動に取り組むことで、いじめは人間として絶対に許されないことや、社会性や規範意識、人権尊重の意識を身に付けさせることができる。

ア－異年齢・異学年との交流活動や体験活動及び学級活動、生徒会活動の充実

7 いじめの早期解決に向けての取組（早期対応）

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切である。いじめられている生徒の苦痛を取り除くことを最優先に、迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込みず、学年や学校全体で組織的に対応（一致団結）することが重要である。いじめの再発防止には、日常的に取り組む実践的な計画を立て、生徒に対して、継続的な指導や見守ることが必要である。

(1) いじめ対応の基本的な流れの明確化

いじめ情報のキャッチ

- 正確な実態把握
- ・当事者双方、周りから聞き取り記録化する。
 - ・個々に聞き取る。
 - ・関係教職員と情報共有し、正確に把握する。
 - ・1つの事象にとらわれずいじめの全体像を把握する。

- 指導体制方針決定
- ・指導のねらいを明確にする。
 - ・全ての教職員の共通理解を図る。
 - ・対応者の役割分担を考える。
 - ・教育委員会、関係機関との連携を図る。

- 生徒への指導・支援
- ・いじめられた生徒を保護し、心配や不安を取り除く。
 - ・いじめた生徒に、相手の苦しみや痛みに思いを寄せる指導を十分に行い、人権意識をもたせる。

- 今後の対応
- ・継続的に指導や支援を行う
 - ・カウンセラー等の活用を含めた心のケアに当たる。
 - ・心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営を行う。

保 護 者 と の 連 携

- ・直接会って、具体的な対応を話す。
- ・協力を求め、今後の学校との連携方法を話し合う。

(2) いじめ発見時の緊急対応

- ① いじめられた生徒、いじめを知ってくれた生徒を守り通す。
- ② 事実確認と情報の共有に努める。

(3) いじめが起きた場合の対応

- ① いじめられた生徒に対して
- ② 周りの生徒に対して
- ③ いじめた生徒に対して
- ④ 継続した指導

【主な取組や手立て】

- いじめられた生徒やその保護者の立場に立った対応を心がけ、まず解決に向けた事実確認と指導の方針について説明する。並行して町教育委員会への報告と相談を行う。
- 校内チームの役割を明確にする。
 - ・情報収集、事実確認、整理、分析、まとめ
 - ・対応策の検討
 - ・教職員の意思形成、調整
- スピード感をもって事実確認にあたり、情報を整理する。
- チームとして立案した解決策にそって、継続的な指導を実施する。
 - ・被害生徒への面談
 - ・加害生徒への指導
 - ・事実を認識していた生徒への指導
 - ・被害、加害生徒の保護者への説明と協力依頼（発見後から定期的な経過説明まで）
 - ・教育相談体制の強化
 - ・適切な人間関係づくりを目指した取組（各領域との連携）
- 問題の内容等に応じて保護者説明会を実施し、学校としての姿勢や方針を明確にする。
- 報道機関への対応は校長を窓口に一本化し、公開できる情報を整理させて、誠意ある公平な対応を心がける。その際、町教育委員会と連携して対応にあたる。

8 いじめ防止のための研修の充実

(1) いじめの早期発見、対処方法などの習得を目的に校内研修を実施する。

- ① 「生徒指導交流会」の開催（年4～5回）
- ② いじめ事案に関する校内研修（事例研究・グループ協議を入れた研究）の実施
- ③ QUITTEST結果を活用した校内研修の実施

(2) 研修講座等、校外の研修会に積極的に参加し、その研修情報の還流に努める。

9 全領域における連携の重視

(1) 各教科

- ① 教科指導では、生徒指導の機能を生かした取組を充実させる。
- ② 言語活動や各種授業形態による活動を通して、他の人とかかわる能力を高める。
- ③ いじめの芽を早期に摘み取るように努める。

(2) 道徳教育

- ① 道徳の時間では、道徳的価値に基づいた人間としての生き方を追求することで教師と生徒、生徒同士の共感的な関係を深める。
- ② 様々な体験を通して道徳的価値を高め、豊かな心を育成する。

(3) 特別活動

- ① 学級活動を基盤とした集団活動や体験的な活動を通して、よりよい人間関係を築く力や社会性の育成を図ることでいじめ防止につなげる。
- ② 人とのかかわりの中での失敗体験などを大切にすることで、個性を伸ばし自他を認める心を育む。

(4) 総合的な学習の時間

- ① 福祉に関する体験活動や言語活動、探求活動を充実させる。
- ② 社会の中の多くの人と関わる中で、社会的視野を広げ、他者理解を深めさせる。

10 いじめ対策の検証

いじめ対策の取組についてはスピード感をもった対応が求められることから、PDC Aサイクルにより短期スパンで検証・改善を図る。その役割は、生徒指導部が担う。

11 保護者・地域への情報提供

- (1) 基本方針は学校だよりや参観日等で保護者に紹介、周知し、理解と協力を得る。
- (2) 必要に応じていじめの状況や対応策などについて説明する機会を設け、学校としての説明責任を果たす。

月	学校の主な取組と情報提供などの内容
4月	「芽室中学校いじめ防止基本方針」の保護者への説明（参観日・PTA総会等） いじめ対策委員会の開催① いじめ防止の学級指導（不定期に効果的な指導） 生徒指導交流会①
5月	QJUテストの実施① いじめ防止指導強化月間①
6月	いじめアンケート調査① 生徒指導交流会② 教育相談週間と事前調査の実施① 生徒会による自主的活動①
7月	いじめ対策委員会の開催②（中間評価） 学校運営地域協力者会議①
8月	
9月	いじめ防止指導強化月間② 学校評価（中間評価：教職員・生徒・保護者）①
10月	教育相談週間と事前調査の実施②
11月	いじめアンケート調査② 生徒会による自主的活動② 学校評価（自己評価）学校運営地域協力者会議②
12月	いじめ対策委員会の開催③
1月	
2月	学校評価（年度末評価：教職員・生徒・保護者）② 学校運営地域協力者会議③
3月	いじめ対策委員会の開催④（全体反省）

12 いじめ対策年間プログラム

学級における「適切な人間関係づくり」は年間を通して実施する。

◎ いじめ防止プログラム

(1) 学校での取組

① アンケート調査

ア－いじめ防止プログラムの起点とする。

イ－いじめの実態について詳細に把握する。

ウ－生徒間の暴力の有無や教師との関係を把握する。

エ－いじめの被害状況や発生場所等の情報を得る。

② 職員間・保護者・地域・生徒との連携

ア－いじめ対策委員会と他の教職員の連携を徹底させ、常に危機意識を高める。

イ－いじめ対策委員会と生徒会担当教員との連携を図り、生徒会役員を中心とした生徒によるいじめ撲滅キャンペーンの実施やいじめ防止集会を開催する。

ウ－保護者、地域と連携を図り、いじめ防止についての学習会などを実施する。

③ いじめ防止リーフレット発行

ア－生徒向けや家庭向けのリーフレットによって、学校とともにいじめをなくす意識を高める。

(2) 教室での取組

① クラスのルールづくり

ア－生徒全員がいじめ問題に関心を高くもつ姿勢を育てるために、いじめに関する学級内規定を作成する。

イ－学級会において、クラス内の人間関係について話し合い、時には議論する場を設けて、自分の考えを伝えやすい環境をつくる。

ウ－いじめを「ゆるさない」「させない」環境をつくり、未然防止につとめる。

② 共同学習

ア－少人数グループをつくり、共同作業を行わせることによって、他者への思いやり、気遣い、受容的な態度の育成を目指す。

(3) 個人の取組

① 加害生徒との話し合い

ア－クラス内にいじめが生じていることを発見した場合、担任は時を移さず、いじめの両当事者と個別面談の機会を設ける。

イ－加害者の態度が改まらない場合は、保護者を招いた面談を行い、いじめの解決を試みる。

② 被害者との話し合い

ア－被害生徒を保護する、守るという強い姿勢をもち、生徒が安心できるよう心のケアにつとめる。

イ－事態の解決に向けて面談を重ね、信頼関係を高める。

③ 保護者との話し合い

ア－いじめの事態を正しく把握し、両当事者の保護者と直ちに連絡を取り、事実を伝える。

イ－当事者の生徒を最優先に考え、学校の取組や対応等を説明し、学校への理解と協力を依頼する。

ウ－普段より学校と保護者間の情報交換を充実させ、緊密な協力、信頼関係を構築し、事態を効果的に解決させる。

13 いじめ早期発見のためのチェックリスト

- (1) いじめへの対処方針等について、学校全体で確認している。
- (2) 参観日や懇談会等においていじめの問題について保護者と話し合う機会を設けている。
- (3) いじめへの学校の対処方針や指導計画を家庭や地域に向けて公表している。
- (4) いじめ問題に関する校内研修を実施している。
- (5) いじめの実態を把握するために、定期的にアンケート調査を実施している。
- (6) 定期的に生徒への教育相談を実施し、いじめに関する情報を得ている。
- (7) 生徒がいじめの問題等について、主体的に考える取組を実施している。
- (8) 「ネット上のいじめ」への対応として、ネットパトロールを実施している。
- (9) 生徒向けに「ネット上のいじめ」に関する学習会を実施している。
- (10) 「芽室町子どもの権利に関する条例」の学習会を実施した。

質問項目	教職員用	生徒用	保護者用
(1)	○	学校の「いじめ問題」への対応について知っている。	学校は「いじめへの対応」について家庭に説明し、理解を得ている。
(2)	○	×	○
(3)	○	×	○
(4)	○	×	×
(5)	○	○	学校はいじめを把握するために、定期的にアンケート調査をしている。
(6)	○	教育相談はいじめや学習・生活の悩みや不安の解決に役立っている。	○
(7)	○	学校では生徒たちがいじめ問題などについて主体的に考える取組をしている。	学校では生徒たちがいじめ問題などについて主体的に考える取組をしている。
(8)	○	×	×
(9)	○	ネットの使用に関する学習会は、その後の生活に役立っている。	×
(10)	「芽室町子どもの権利に関する条例」の学習会を実施した。	「芽室町子どもの権利に関する条例」の学習はためになった。	×